

# 岩根小学校いじめ防止基本方針

岩根小いじめ対策委員会

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、不登校やいじめが行われなくなるようにすることを目的とする。
- (2) いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為があることについて、児童が十分に理解できるようにすることを目的とする。
- (3) いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校・家庭・地域、市教委はじめ関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指す。

## 2 いじめ防止の対策

### (1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

注1 個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

注2 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団など、当該児童生徒と何らかの人的関係を示す。

注3 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

注4 けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

### (2) いじめに対する指導方針

#### ① いじめ防止のための措置

##### i いじめについて全教職員全員の共通理解を図る。

「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

##### ii いじめに向かわない態度・能力を育成する。

教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく能力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えているかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

##### iii 自己有用感や自己肯定感を育む。

教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他所に役に立っていると感じとができる機会をす

べての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設け、自己肯定感を高められるよう努める。

iv 教師と子どもも、子ども同士の信頼関係の構築に努める。

子どもが安心して学べる環境作り（居場所づくり）に努める。

② いじめの早期発見のための措置

i 学校において、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。

ii 日頃から児童がいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

iii 児童及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

iv 休み時間や放課後の雑談の中で児童の様子に目を配ったり、生活ノートや教職員と児童との間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。

③ いじめに対する措置

<いじめの発見・通報を受けたときの対応>

i いじめの発見・通報を受けたときは、真摯に傾聴するとともに、教職員が一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」にただちに情報を共有する。

ii 当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、校長が責任を持って市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

iii 児童の生命・身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、ただちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

<いじめられた児童またはその保護者への支援>

i いじめられた子どもに対しては、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

ii 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。

iii いじめられた児童にとって信頼できる人と連携を図り、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

iv いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れる必要な支援を行う。

<いじめた児童への指導または保護者への助言>

i いじめたとされる児童に対しては、学校において、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

ii 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行う。

iii いじめた児童への指導の当たっては、自らの行為の責任を自覚させる。

iv いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に児童に対して懲戒を加えることも考えられる。

<いじめが起きた集団への働きかけ>

- i いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせる。
- ii すべての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

<ネット上のいじめへの対応>

- i ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、ただちに削除する措置をとる。
- ii 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、ただちに警察に通報し、適切に援助を求める。

④ 安全・安心を支える相談体制の充実

- i スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援やすまいるルームの利用により、学校における相談機能を充実する。

### 3 いじめの防止等のための組織等

本校では、いじめ防止・いじめ対策の中核的な組織として「いじめ対策委員会」を置くとともに、関連する調査・指導・相談等を行う生徒指導委員会及び教育相談部の既存組織の機能を生かして、いじめの未然防止といじめが起きた場合の適切な対応が取れるようにする。

#### (1) いじめ対策委員会

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談主任、教務主任、養護教諭、学年主任等からなる、いじめ防止の対策のため、いじめ防止委員会を設置し、学期1回定期的に開催するほか、必要に応じて委員会を開催する。

#### (2) 生徒指導委員会

生徒指導主事を中心に、上・中・下学年ブロック及び特別支援ブロックの代表からなる生徒指導委員会を組織する。

いじめ防止に関しては、生徒指導協議会を月1回開催し、情報交換を行うとともに、学期に1回児童を対象にした「こころのアンケート」、保護者に答えていただく「いじめ発見チェックシート」、年2回のhyper-QUの実施と分析から、いじめ対策委員会に必要な情報の提供を行う。

#### (3) 教育相談部

いじめについての悩みや不安などを、児童との相談・会話からとらえる組織として、教育相談部を設ける。相談員は主に学級担任が努めるが、教育相談主任や養護教諭、また場合により外部のスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの支援を得るようにする。

相談の機会としては、児童からの自主相談や教師からの働きかけによるチャンス相談のほか、児童との個別相談を行う心の相談週間、保護者との個別相談週間を設け、全員の児童・保護者と相談する機会を持つようにし、いじめ防止委員会へ情報を提供するとともに、児童の心のケアに努める。

#### (4) その他

- 必要により、いじめ防止委員会から市教育委員会、警察署などの関係機関、PTA等へ協力を求め、連携していじめ防止といじめ事案への対応にあたる。
- いじめを未然に防止したり発生した事案に適切に対応したりできるように、校内研修に努める。